

## 法学Ⅰ（憲法を含む）／法学Ⅱ（憲法を含む）

### 「憲法・民法・刑法の基礎」

担当：柳瀬 昇

#### ■ 授業科目の内容

この講義は、日本国憲法と身近な実定法（民法、刑法）の解釈論の基礎を学ぶことを通じて、法的なものの考え方を養うことを目的とする。

現代社会に生きる私たちは、多くの法令に拘束される一方、法令によってさまざまな権利・自由を享受することができる。例えば、一般道路を歩行するにも道路交通法を遵守しなければならないし、商品を購入するということは民法上の売買契約を締結することを意味する。このように、法令は、気づかないところでも、私たちの市民生活に関わっているのである。交通反則金を納付しなかったために、刑事裁判を受けなければならなくなったたり、悪質なセールスの被害にあってもクーリング・オフの期間を徒過してしまったために、契約を解除できなくなるなど、法令の規定を知らなかったばかりに不利益を被ることがある。したがって、基本的な法令の知識や法学の基本的な考え方を身につけておくことは、現代社会に生きる私たちにとって、きわめて重要なことである。

自律的な市民にとって有用な法令の解釈の手法を、この講義において、しっかりと身につけてほしい。

#### ■ 授業の計画

##### 【春学期】

- 第 1 回 法を学ぶ意義（ガイダンス）
- 第 2 回 法の基礎理論
- 第 3 回 憲法解釈論入門（立憲主義の基本原則）
- 第 4 回 //
- 第 5 回 実定法解釈論 1（家族と法）
- 第 6 回 //
- 第 7 回 実定法解釈論 2（犯罪と法）
- 第 8 回 //
- 第 9 回 憲法人権論の基礎 1（憲法の私人間効力）
- 第 10 回 憲法人権論の基礎 2（幸福追求権）
- 第 11 回 憲法人権論の基礎 3（法の下での平等）
- 第 12 回 憲法人権論の基礎 4（内心の自由）
- 第 13 回 憲法人権論の基礎 5（表現の自由）
- 第 14 回 //
- 第 15 回 総括

##### 【秋学期】

- 第 1 回 憲法人権論の基礎 6（経済の自由）
- 第 2 回 憲法人権論の基礎 7（国家による自由）
- 第 3 回 //
- 第 4 回 憲法人権論の基礎 8（国家への自由）
- 第 5 回 実定法解釈論 3（財産と法）
- 第 6 回 //
- 第 7 回 実定法解釈論 4（刑罰と法）
- 第 8 回 //
- 第 9 回 憲法統治機構論の基礎 1（国会）
- 第 10 回 //
- 第 11 回 憲法統治機構論の基礎 2（内閣）
- 第 12 回 //
- 第 13 回 憲法統治機構論の基礎 3（裁判所）
- 第 14 回 //
- 第 15 回 総括

## ■ 成績評価の方法

期末に行う筆記試験や、授業時間中に適宜行う小テスト等に基づき、総合的に判断する。まじめに授業に取り組む学生に対しては、よい評点を与えることを約束するが、受講態度が良好でない者には、相応の評点を付与する。

評価に関しては、高年次生であっても、一切、特別扱いはしない。課外活動等で講義を頻繁に欠席することが見込まれる学生は、単位の修得はおぼつかないので、そもそも履修登録されないことを強く推奨する。

## ■ 教科書

憲法解釈論の部分に関しては、柳瀬昇『教育判例で読み解く憲法』（学文社、2013年）を使用する。その他、授業担当者がレジュメを作成し、授業時間中に配布する。

どの出版社のものでもかまわないので、六法（法令集）は、必ず携行されたい。なお、六法については、第1回目の講義で説明する。

## ■ 参考書

憲法解釈論以外の部分に関しては、さしあたり、伊藤正己・加藤一郎編『現代法学入門〔第4版〕』（有斐閣、2005年）を参考書として推奨する。その他については、第1回目の講義で説明する。

## ■ 担当教員からの履修者へのコメント

この講義を履修登録しようと考えている学生は、第1回目の授業に必ず出席されたい。

講義の進行を妨げるような遅刻や早退は、厳に慎まれたい。きちんと講義を受講する意欲のない学生は、そもそも履修登録されないことを強く推奨する。

「法学Ⅰ（憲法を含む）」と「法学Ⅱ（憲法を含む）」とは、それぞれ完結するようにしているが、合わせて受講することによって、憲法・民法・刑法の解釈論を概観できるように講義内容を設定している。したがって、「法学Ⅰ（憲法を含む）」を受講する学生は、秋学期には、「法学Ⅱ（憲法を含む）」を受講することが望ましい。

事情があってやむを得ず春学期のみを受講し秋学期の講義を受講しない者は、教科書の第9章以降を読むことによって、憲法解釈論を一通り学んだことになるので、試験終了後に必ず独習されたい。

事情があってやむを得ず春学期の講義を受講せず秋学期のみを受講する者は、第2回の講義の前までに、教科書の第8章までを必ず独習されたい。

## ■ 質問・相談

質問や相談は、授業時間の前後に直接に、またはメールにて、随時、受け付ける。ただし、期末試験終了後の成績評価・単位認定に関する照会・陳情等は、一切、受け付けない（yanase.noboru@nihon-u.ac.jp）。

### 【レジュメについて】

レジュメは、あくまで講述する内容の題目等を列挙したものにすぎず、そこに書かれている内容を読めば講義の内容がわかるというものではない。したがって、必ず講義には出席されたい。

レジュメに書込みや線引きをするだけで済ますのではなく、ノートやルーズリーフなどを別に用意することを強く推奨する。

### 【スライドについて】

高校までの教育とは異なり、一般に、大学の講義では、教員が授業内容の重要な箇所すべてを板書するというのではない。この講義も同様である。

この講義では、プレゼンテーションソフトを利用して文字や画像等を投影することがあるが、これは、あくまで講義の際に板書の代わりに補助的に用いているにすぎないので、これを印刷し、または電子データとして配布する予定はない。

スライドに書かれた文字等をノートに書き写すだけでは、学習したことにはならない。

### 【六法について】

六法とは、法令集のことである。法律学を学ぶときは、六法を必ず手もとに置き、必要に応じて引かなければならない。

小型のものとして、『三省堂新六法』（三省堂）、『デイリー六法』（三省堂）、『標準六法』（信山社）、『法学六法』（信山社）、『ポケット六法』（有斐閣）、判例の要旨つきの小型のものとして、『模範小六法』（三省堂）、『有斐閣判例六法』（有斐閣）、判例の要旨つきの中型のものとして、『模範六法』（三省堂）、『有斐閣判例六法 Professional』（有斐閣）、大型のものとして、『六法全書』（有斐閣）がある。この講義では、小型から中型のもので十分である。

また、『税務六法』や『環境六法』など、特定の職業に従事する者向けの六法や特定の行政分野の法令に特化して編集されている六法があるが、学習用としては適切ではない。

## 【参考書について】

必要に応じて参照することを薦める。次に挙げるのは、授業担当者に好みによる選択であり、そのほかにも良書があるので、図書館などで調べられたい。

### 法の基礎理論・法律学一般論

- 伊藤正己・加藤一郎＝編『現代法学入門〔第4版〕』（有斐閣、2005年）

### 民法

- 池田真朗『民法への招待〔第4版〕』（税務経理協会、2010年）
- 内田貴『民法Ⅰ〔第4版〕』、『民法Ⅱ〔第3版〕』、『民法Ⅲ〔第3版〕』、『民法Ⅳ〔補訂版〕』（東京大学出版会、2008年・2011年・2005年・2004年）

### 刑法

- 井田良『基礎から学ぶ刑事法〔第5版〕』（有斐閣、2013年）
- 前田雅英『刑法総論講義〔第6版〕』、『刑法各論講義〔第6版〕』（有斐閣、2015年・2015年）

### 司法制度論

- 市川正人・酒巻匡・山本和彦『現代の裁判〔第6版〕』（有斐閣、2013年）

### 憲法

- 初宿正典・高橋正俊・高井裕之・大沢秀介・常本照樹『目で見る憲法〔第4版〕』（有斐閣、2011年）
- 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第6版〕』（岩波書店、2015年）

### 法律学辞典

- ・ 高橋和之・伊藤眞・小早川光郎・能見善久・山口厚編『法律学小辞典〔第5版〕』（有斐閣、2016年）
- ・ 法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典〔第4版〕』（有斐閣、2012年）